

第35回軽米町議会定例会

令和 4年12月 7日(水)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

1番 上山 誠 君

5番 田村 せつ 君

4番 中村 正志 君

2番 西舘 徳松 君

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		日山	一則	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君
健康福祉課	総括課長	工藤	薫	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君
再生可能エネルギー 推進室長		福島	貴浩	君
水道事業所	所長	中村	勇雄	君
教育委員会	教育長	小林	昌治	君
教育委員会事務局	総括次長	長瀬	設男	君
選挙管理委員会	事務局長	福島	貴浩	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	局長	江刺家	雅弘	君
監査委員	委員	西山	隆介	君
監査委員会事務局	局長	関向	孝行	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	局長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって 1 番、上山誠君、5 番、田村せつ君、4 番、中村正志君、2 番、西館徳松君の 4 人とします。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

---

◇ 1 番 上 山 誠 議員

○議長（松浦満雄君） 1 番、上山誠君。

〔1 番 上山 誠君登壇〕

○1 番（上山 誠君） おはようございます。1 番、上山誠です。議長の許可をいただきましたので、通告していましたが次期町長選挙について伺いたいと思います。

11 月 25 日の新聞報道で、山本町長が来年 2 月 1 日の任期満了に伴う町長選挙に 6 選を目指して出馬の意向を固めた、また町民が安心して生活できる快適な町づくりに努めてきた、再生エネルギー推進事業など計画途上の施策を着実に進め、持続可能な町にしたいと述べたと書かれておりました。

山本町長は、5 期 20 年の長期にわたり軽米町のかじ取りを担ってきました。大変な苦勞もあったかと思えます。そこで、20 年の総括と次の 4 年間での公約などがあれば伺いたいと思います。答弁、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 上山議員の次期町長選挙についてのご質問にお答えいたします。

私は、平成 15 年 2 月から今日まで、町民の負託に応え、全ての町民が健康で安心して暮らせる町づくりに向けた政策を一貫して着実に推進してまいりました。

この間町を取り巻く社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進行、地方分権などを背景にして平成の市町村合併が行われ全国の自治体数が半数強になるなど、大きく変化してきたところでもあります。こうした中であっても本町は、自立の道を選択しながら、将来の持続可能な町の創造に向けた諸施策を積極的に展開してきたところであり、町政が着実に発展してまいったところでもあります。

しかしながら、新軽米町総合発展計画など新たな計画に基づく政策の具現化や再生可能エネルギーの推進による町づくりなど道半ばである政策もあることから、これらの政策を着実に推進し、この町の将来に向けた持続可能な町づくりを着実に進めながら、町民のさらなる福祉の向上を図っていくことが私の責任ある行動であるとの考えの基に、去る11月25日に次期町長選挙へ立候補する決意を表明させていただいたところでもあります。

町政5期20年間では、第1点目として農林畜産業の活性化推進として、本町の基幹産業である農業については、大清水地区、晴山地区の圃場整備、農道整備などの生産基盤整備を進めるとともに、農産物生産の省力化と機械導入、雑穀生産施設の整備、全国に先駆けて導入した飼料用米生産による資源循環型農業の確立、シリアル、サルナシなどを活用した6次産業化、新商品開発、農林畜産の軽米ブランド認証制度の創設による情報発信など、各種振興を図ってまいりました。

第2点目として保健医療福祉・少子高齢化対策では、子育て世代包括支援センター「めぐかる」による妊娠・出産・子育てまでのきめ細やかな支援体制の構築や、子育て支援日本一の町を目指し子供たちがよりよい環境の下で保育教育が受けられるよう、保育園、小学校の新築やICT教育の充実にも取り組んでまいりました。また、18歳までの医療費の無料化、保育料の完全無料化、学校給食費の無料化などで子育て世代の負担軽減にも力を入れてまいりました。

第3点目として高齢者福祉の分野では、高齢者が安心して暮らせる町づくりとして特別養護老人ホームいちい荘の新築整備支援、保育士、栄養士による認知症防止対策などの高齢者生活支援の体制充実、健康寿命の延伸など、きめ細やかな施策を展開してまいりました。

第4点目として資源を生かした事業の推進、雇用の拡大については、地球温暖化が世界的に大きな課題となっている中で、脱炭素社会の実現を目指し地域資源を生かした鶏ふんをバイオマス資源とした発電施設の誘致やメガソーラー、風力発電施設の誘致などにより地域経済循環の向上や空き校舎活用によるレタス栽培工場、養鶏団地の誘致などに積極的に取り組んできたところでもあります。

また、町内企業の地元就職を促進するため新規求職者等地域雇用奨励金制度を独自に制定し、約141名の新規雇用が図られているところでもあります。

第5点目として交流・観光・商店街・地域の活性化・生活環境の充実では、町中

心街のにぎわいの創出、活性化、地域コミュニティ機能も果たす中核的な施設としてかるまい文化交流センターの整備を進め、令和5年7月には完成の見通しとなっております。

また、商工会活動の支援としてプレミアム付き商品券を発行するなど、商店街の支援を行ったところであります。

行政区や町内会などの活動支援として、行政区活動交付金、地域活動支援事業費補助金を創設し、各地域において自主的・主体的に課題解決に取り組む活動を積極的に支援しているところであります。

また、老朽化した火葬場の新設、道路、橋りょうの整備、公共交通対策として町民バスなどの運行を行うなど、生活環境の整備も進めてまいりました。

第6点目として多様な交流が生まれる町づくりにつきましては、地域の中核的なコミュニティ施設として増子内農村振興会館、大清水地区活性化センター、山内交流センター、円子地区交流センターの新築整備により、各地域の交流拠点、災害時における避難所の機能も果たす施設整備を進めてきたところであります。

第7点目として行政改革につきましては、職員数の削減、特別職の報酬削減、百人委員会の設置、町政意見箱の設置、行政組織の見直しなど、健全な行財政運営などに取り組んでまいりました。

次の4年間の公約であります。1点目は若者定住対策の推進、2点目は高齢者が安心して暮らせる町の実現、3点目は子育て支援日本一の町、4点目は再生可能エネルギー等の推進によるまちづくり、5点目は町民所得の向上推進、6点目は中心商店街のにぎわい創出の6本柱とし、若者世代のための住宅の整備、高齢者の医療費等の負担軽減、子供の遊び場の整備、再生可能エネルギー、バイオマス資源を活用した大規模園芸施設の誘致、かるまい文化交流センターを核とした中心商店街のにぎわいの創出などを進めてまいりたいと考えているところであります。

施策の推進に当たっては、今後ともなお一層の町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、軽米町発展のために粉骨砕身の覚悟で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

町長は6本柱で次の4年間を行いたいと申しておりましたが、私として1つお聞きしたいのは若者定住関係なのですが、私が9月にも質問しましたが、若者定住のために若者定住住宅、若者定住促進団地などを考えてみてはどうかという質問をいたしました。そのことも検討に入れていただきたいと私は思うのですが、どうでし

よう。

また、農業面に関しましてですが、所得向上とかそういう面から考えますと、大規模化したい農家とかそういうところに法人化等の推進など、町が支援していただける体制が何かあればいいなと私は考えているのですが、その辺もどうなのか、お答えいただければ助かります。

あと、子供たちが遊べるような公園などの整備なども検討していただけるのか、考えているのか、お伺いします。

以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 若者定住対策といたしましては、住宅の建築やら雇用の拡大、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに思っております。農業の活性化につきましては、6次産業化をさらに進めながら、今さいとう製菓とさるなしたまごを販売しておりますけれども、非常に、4か月ちょっと経過して、もう7万個以上売っております。そういったこれからの6次産業化の促進、それからもちろんおっしゃったように法人化、それから農地の集約化等、そういったことも進めながら、これから若い世代の方々がしっかりと農業に励めるよう、そしてまた雇用の拡大を図れるようにしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「公園」と言う者あり〕

○町長（山本賢一君） 子供の公園に関しましては、これも早期に実現してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 答弁ありがとうございます。農業の面の6次産業化は、農家も取り組みやすいような状況に持っていければもっと進むのかなと私は思っています。

あと、小規模農家に関してなのですが、先月管外視察に行ったときに綾町での取組は、有機農業に町ぐるみで取り組むことによって商品に付加価値をつけて販売しているみたいな感じに受け取れました、私には。そういうような有機農業、有機無農薬など、取り組むのは難しいかとも思いますが、そういうところを支援して小さい農家の所得向上を図ることも一つの手ではないかと私は思いますので、そういうことも取り組んでみてはいかがでしょうか。

あと、来年は施工中のかるまい文化交流センター、愛称宇漢米館が7月に完成予定です。山本町長には責任を持って完成させて、町のかじ取りを担っていただきました

いと思います。これについてコメントがありましたら、よろしくお願いします。

以上、質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご提言、大変ありがとうございました。農業に関してはさらに、先ほど申し上げましたように、大型の園芸施設、そういった農業等を誘致しながら雇用の拡大を図ってまいりたいと思いますし、また有機栽培農家、そういったものにもしっかりと支援しながら、軽米のいろんな資源の循環、それを最大限有効に働かせて、そしてこれから再生可能エネルギーもどんどん、どんどん推進しながらCO<sub>2</sub>、二酸化炭素を出さない農産物の生産、そういったものに一つの特色を出しながら、販売活動も積極的に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

それから、かるまい文化交流センターに関しましては、これは来年の7月あたりに完成の予定であります。そこを核とした中心街のにぎわいの創出、これをしっかりと図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

---

◇5番 田村 せつ 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移ります。

田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 5番、田村せつです。議長の許可をいただきましたので、私からは通告していた2項目についてお伺いいたします。

まず初めに、軽高生に対する支援について伺います。軽米高校への本年度の入学人数は38人でした。入学人数が2年連続で40人を下回ると、2クラスから1クラス減となります。こうして年々入学人数が少なくなってくると、軽高存続も危うくなってきます。軽高は、大学進学率もとても高いです。一人でも多く入学してほしいと思っています。町ではこれまでも通学バスの補助をはじめ支援事業をいろいろ増やしてきましたが、入学人数の減少は止まりません。一人でも入学人数を増やすために、さらに支援の必要性を感じます。

国では、出産育児一時金の大幅な増額の検討のほかに、妊娠した女性を支援する出産準備金も考えていると伺います。少子化解消のため国ではいろいろな施策を考えていますが、高校生も入学時には制服、カバン、教科書などなど金額はかさみ、大きな経費が必要だと聞きます。軽高に入学した際、入学準備金の補助があればいいのという保護者の声も聞いています。

そこで、私は軽米高校に入学した生徒に保護者の負担を軽減するために入学準備

金の補助をしてほしいと考えますが、町としてはどのように考えるのかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の軽高生に対する支援についてに関するご質問にお答えいたします。

岩手県立軽米高等学校に対する支援については、軽米高校教育振興会と連携して、給食の提供、通学費、部活動支援、英語検定の補助など、保護者の負担軽減策を実施しているところであります。

しかしながら、入学者数は減少を続けており、定員80人に対し令和3年度は47人、令和4年度は38人となり、1学年2クラス維持が難しい状況となっております。これは、町内の生徒数の減少と、地元の軽米中学校からの入学者数も令和3年度は44人、令和4年度は34人となっております、約3割から4割が町外の高校へ進学している状況も影響していると考えております。

これまでも岩手県に対し、一時的に入学者が40人を下回った場合でも直ちにクラスを減少することなく2クラス体制を維持することなど、高校の存続についても毎年要望しているところであります。

このような状況からも保護者の負担軽減策のみでは入学者数の増加は見込めないことから、近隣市町村や県外の八戸市からの入学者を増やす取組や、生徒の関心が高い学業面や部活動といった部分の魅力づくりを町と高校が一体となって進めていくことが重要であると考えております。

ご質問のありました入学準備金に要する経費への助成については、現在の支援内容を総合的に勘案し、高校とも協議の上、検討してまいりたいと考えております。

今後も、入学者の増につながるよう、さらなる魅力づくりについて軽米高等学校、町、町民が一丸となって進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 答弁ありがとうございます。地元で高校がなくなると、ますます町には活気がなくなります。軽米高校存続のため、みんなで考え、応援していかなければならないと思っています。そして、一人でも多く軽米高校に入学してくれるように願っております。

これは終わりました、次の質問に移ります。冬灯りイルミネーションの点灯について伺います。

今年も冬の風物詩「冬灯りイルミネーション」が、テーマ「希望の光」を掲げ、



11月20日に点灯されました。平成28年に初めて点灯されてから、本年度で7年目になります。コロナ禍によりいろいろなイベントがやむなく中止されることもある中、イルミネーションは継続して点灯されてきました。

町民の皆さんも、毎年イルミネーションが点灯されることを心待ちにし、光輝くイルミネーションを見ていると心が癒やされると言います。寒い冬は屋内に籠もりがちになることが多いけれども、イルミネーションを見るために出てくると言います。冬の間だけでもにぎわいを創出し、交流人口の拡大と活性化につながるのではないのでしょうか。

そこで、私は今後もイルミネーションの点灯を継続してほしいと思います。このことは町民の願いでもあります。

それと、イルミネーションの電飾は消耗品であり、次の年は電球が結構壊れると聞きます。毎年更新する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点のことについてお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の冬灯りイルミネーションの点灯についてのご質問にお答えいたします。

田村議員のご指摘のとおり、冬灯りイルミネーションの点灯は平成28年から行っているイベントであり、今年で7年目となります。新型コロナウイルス感染症の影響により様々なイベントを中止せざるを得ない中、冬灯りイルミネーションにつきましては規模を縮小しながらも継続し開催してきたところであり、今年の点灯式には約300人が来場し、軽米町の冬のイベントとして多くの皆様楽しんでいただいているものと考えております。

また、フォトコンテストには町外の方からも多くの応募があり、町の交流人口拡大につながっているものと考えております。

また、イルミネーションの電飾につきましては毎年、予算の範囲内ではありますが、不具合の生じた箇所を更新や補充を行っており、今後につきましても実行委員会と連携を図りながら冬のイベントとして継続開催に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 答弁ありがとうございます。関連して再質問させていただきます。

平成11年の水害の後に復興を願って植樹された桜の木が春には見事な花を咲かせてくれ、町民の皆さんの目を楽しませてくれます。そこで、復興のシンボルである桜の木を冬もイルミネーションで輝かせたらどうでしょうか。今は雪景色できら

きらして、とてもきれいです。全部の木ではなく、荒町の昭和橋の前後の木の何本かに飾りつけるというのはどうでしょうか。

そして、イベントは町民と一体となってつくり上げていくことで、さらに活性化になると思われます。その木の飾りつけは町民のボランティアを募ってはどうか。このことについて答弁、よろしくお願いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） このイルミネーションは町民の方々からも大変好評でありますので、場所はまた今後検討してまいりますけれども、拡大する形は検討はしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） ありがとうございます。イルミネーションが点灯している間は、防災センター周辺には子供から大人まで来て見ているようです。イルミネーションの光は、皆さんに元気と希望の光を与えてくれます。

点灯期間が1月20日までのようですけれども、もう少し長く点灯してくれたらいいなど、これは私の考えです。

これで私の質問は終わります。

---

◇4番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） 次に移ります。

中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 4番、中村正志です。議長の許可をいただきましたので、私からは2項目について質問をさせていただきます。

初めに、町長は町民の福祉向上を推進するために役場の組織全体が効率的な業務遂行に努めなければならないと思うわけですが、現行の行政組織及び職員の人的配置は町民の期待に応えられるような状況にあるのか、お伺いします。

1つ目として、これまでも再三議会からは副町長配置の必要性を提案してきましたが、山本町長は常に「しかるべき時が来たら」という発言で、一向に耳を貸さない状態で来ています。令和元年7月に藤川副町長が退任して以来、空席のままです。その時から3年半が経過します。

軽米町副町長定数条例には、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とすると規定されています。また、地方自治法第161条には、都

道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。第2項には、副知事及び副市町村長の定数は条例で定めると規定されています。この第2項の規定に基づいて、軽米町の条例で副町長の定数を1人と定めているわけです。副町長を置かないのであれば、副町長を置かない条例を制定すればいいだけのことです。条例改正もせずにそのまま放置しているという状態は、果たしていかがなものでしょうか。

山本町長は、岩手県町村会の会長をやめて役場にいる時間も増え、総括課長会議で情報も共有しており、行政事務には支障がないという答弁を繰り返してきていますが、果たして行政事務が効率的に進められてきたのか、疑問を感じるのは私だけでしょうか。

副町長不在の期間中には、職員の不祥事や超過勤務が重なって業務負担増で休職した職員への損害賠償の支払い、またかるまい文化交流センター建設に係る医療廃棄物出土による県への提訴など多くの行政課題が重なり、かえって現職課長等への業務負担が重くのしかかっている状況ではないでしょうか。

また、さきの臨時議会で10月1日付で人事異動のことが報告されました。その人事異動の内容は、かるまい文化交流センター完成後の運営策を強化するために、教育委員会部局に再生可能エネルギー推進室と産業振興課からそれぞれ正職員1人ずつ増員したということでした。

このことによって再生可能エネルギー推進室は、総務課総括課長の兼務室長と再任用職員1人、会計年度任用職員1人の3人体制となりました。業務多忙である総務課総括課長以外の正職員はゼロとなります。実質、再生可能エネルギー推進室は再任用職員と会計年度任用職員の2人だけの業務となり、山本町長の重要施策である再生可能エネルギー推進がスムーズに進められるのか、疑問に感じます。

その特別委員会での答弁で、山本町長は再生可能エネルギー推進室の会計年度任用職員には重要な業務を担っていただいていると言われました。役場という組織の中で、正職員を差し置いて、臨時的任用である会計年度任用職員に重要な仕事を任せているということはあっていいのでしょうか。正職員の方々はこのことをどのように受け止めていられるのでしょうか。職員は宮仕えですから、口に出しては言うことはないでしょうが。総務課の中に再生可能エネルギー推進室の名前を残して、総務課職員の協力体制の中で脱炭素化推進を進めたほうが効率的ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

グループ制から総括課長、担当課長への機構改革を行っていますが、担当課長の権限強化だけで組織の中身は変わらずでした。新型コロナウイルス感染症により事業の中止や繰越しが多くなっていますが、最近では、コロナを理由にしてなのか、事業の先送りが目立つようになってきているように感じられます。いま一度現状の行政組

織を点検し、現状の行政組織で町民サービスが充足されているのか見直しすべきと思いますが、組織のリーダーとしての山本町長のお考えをお伺いします。

以上、現状の行政組織の見直しについてお伺いしました。答弁方、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の現状の行政組織の見直しについてのご質問にお答えいたします。

中村議員ご質問のとおり、藤川前副町長が令和元年7月5日をもって退任されて以来、そのポストは空席となっているところであります。この間、公費の未払いや職員の公務災害認定に伴う給与補償、岩手県に対する損害賠償請求の提訴などの事案が発生いたしました。

中村議員におかれましては、副町長不在の影響もあるのではとのお考えのようですが、細部の業務、予算等事務執行の管理はそれぞれの所管部署によるところが多く、その影響はないものと考えており、発生した事案に対しましては改めておわびを申し上げ、職員一人一人のコンプライアンスの徹底を図りながら、公務員の本務である町民の福祉の向上のため、現行体制の中でしっかりと対応してまいりたいと考えているところであります。

現在、令和5年度に向けたかるまい文化交流センターの運営に関わる条例等の企画立案や予算要求などの業務のため教育委員会に職員2名の増員を図り対応しているほか、第8波が懸念される新型コロナウイルス感染症対応、地方分権や地方創生の推進など、町の責任と判断による対応が求められている状況にあり、限られた財源や職員数の中で、管理職のみならず一般職員も新たな行政課題や住民ニーズに的確に対応できるよう組織機構の見直しを引き続き検討し、町民の皆様にとって分かりやすい組織体制とするための課等の統廃合も含め、組織機構改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、再生可能エネルギーの推進についてのご質問がありました。再生可能エネルギー推進室に配置しております再任用職員、会計年度任用職員とも長年にわたり当該業務に従事されてきたベテランの職員であり、現状ではその心配はないものと考えておりますが、脱炭素社会の実現のための政策推進に高度な専門的知識が必要となった場合や新たな課題が発生した場合には、職員の再配置も念頭に置きながら、外部への委託も含め効率的な業務を推進していけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

[ 4 番 中村正志君登壇 ]

○ 4 番 (中村正志君) 答弁ありがとうございます。今の答弁で、組織機構の見直しは必要だということは答弁されました。このことについては、前々から町長でなくても、前の総務課長も含めて機構改革は必要だというふうなことを特別委員会等では話をされていた時期がございました。しかし、なかなか進まない。なぜなのでしょう。やはりこれは、私が思うには、トップである町長のゴーサインが出ないということだったのではないかと。

先ほど町長は次期町長選挙への出馬を表明されましたけれども、その6つの公約の中にもありましたけれども、今、道半ばである、今やっていることをまだ達成できていないから、これからも継続してやりたいというふうなお話でした。果たして今新たに出た問題なのかというと、そうではないかと。今までも若者定住に関しては、私が議員になる前からもう、同僚議員等が若者定住のための提案をこの議会一般質問で何回もしているという事実がございます。しかし、なかなかそれに対して取り組もうとしない。なぜだったのでしょうか。みんなみんな先送りになっている。

子供公園も整備すると言いましたけれども、これに対してだって議会の特別委員会で中間報告の中で提案しているのです。しかし、なかなかやろうとしない。来年、来年と、みんなみんな先送りです。先送りになっていけば事業は進まない、当然ですけれども。ただただ時間が経過しているというだけではないのかなと。

やっぱり町長というのは政策を決定して、実施するのは職員であると。だから、その職員の中の組織がきちんと確立されていなければ、職員が安心してその事業等に取り組めないのではないかなというふうに私は感じるわけです。やはりその辺のところは行政機構の中にちょっと乏しさがあつたのではないかと。やはりそういうふうな点で見直しが必要ではないかと私は何回も言っているわけですけれども。

職員も少ないというふうなこと、このことについては、監査委員も今回の定期監査の意見の中にも定員に満たない職場が多々あると。それによって業務多忙な職員等もかなりいるというふうなこと。やはりこのことは、今回の定期監査の意見だけではなく、前々から何回も同じことが言われている現状です。しかし、そのことをすぐに解決しようという試みがちょっと不足しているのではないかなというふうに感じるわけです。やはりもっと行政事務をスピーディになるための行政組織が必要ではないかなというふうに思いますけれども、その機構改革についてどのような考え方をお持ちなのかをひとつお伺いしたい。

それから、先ほど再生可能エネルギー推進室に関しては、今の再任用職員にしても、会計年度任用職員にしても、長年やっているベテランであつて、業務を十分熟知しているから問題ないという言い方されました。果たしてこの答弁は当てはまっ

ているのでしょうか。やはり役場という組織の中で、会計年度任用職員が長年やっているからと、果たして会計年度任用職員というのは長年やらせるものではないのではないですか。臨時的雇用でしかない。やはりその立場、立場の中での雇用の仕方というものがあるはずです。やはりそれだけの重要施策であれば、正職員をきちっと置いて、責任ある業務を遂行させなければならない。それこそ町長の信頼の中でやってもらわなければならない。それが臨時的雇用の中でやってもらうということ、それでも問題はないのだというふうな言葉が果たしてよろしいのでしょうか。もうこれは、この課に限らず、いろんなどこの課でも同じことが言えると思います。会計年度任用職員でも長年やっている人たちも多数いるかとは思いますが、ただ責任はないのですね。やはりこの責任の所在というふうなものは業務においては非常に大きなものがあると思う。対外的な部分もあるかと思えます。この点について再度見直す、再生可能エネルギー推進室の中身を見直すという考え方はないのか。

この2点について、まず再質問させていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 貴重なご意見、大変ありがとうございました。先ほど公約として触れませんでしたけれども、機構改革も、私先ほど申し上げましたように、大変大事なところとっておりますので、特に公約として、次には副町長を置いて、その副町長にこの機構改革も一つの命題として与えていきたいと考えております。

それからまた、移住・定住とか様々に関して何もやっていないというようなお話が、移住・定住に関しましては補助金というか、経費の補助金とか一部出したり様々やっております。いろんな雇用の拡大、それから子育て日本一も、そういった子育て世代の招聘とか、そういったいろんな意味では施策になっているかなと思っておりますが、さらに踏み込んだそういったことをこれからまた検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（茶屋 隆君） すみません、議長。

○議長（松浦満雄君） はい。

○11番（茶屋 隆君） 今の町長の答弁の中でちょっと聞き取れないところがございましたので、議長から復唱していただきたいのですが、機構改革と副町長の部分がもやもやとしてちょっと聞き取れませんでしたので、そここのところはっきり教えていただきたいと思えます。

○議長（松浦満雄君） それでは、町長、再答弁をお願いします。

町長、山本賢一君。

○10番（山本幸男君） 議事進行について。

○議長（松浦満雄君） はい。

○10番（山本幸男君） 質問者が……

○議長（松浦満雄君） 今、聞き取れなかったということ。

○10番（山本幸男君） いやいや、質問者がこちらで、その間にこっちが質問というのは。

○議長（松浦満雄君） ちょっと休憩します。

午前10時49分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開をします。

中村議員、よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい、どうぞ。

○議長（松浦満雄君） ということなので、町長、よろしくをお願いします。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 次期に関しましては、副町長を議会に提案しながら、ご了解いただきながら、一緒に機構改革等も検討してまいりたいというふうに考えております。

○11番（茶屋 隆君） はい、分かりました。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 3回目の質問になりますけれども、いずれ先ほど町長が副町長を置くと、そして副町長が中心になって機構改革を進めるというふうなことをお話しされました。それはそれでいいのではないかなと思います。

ただ、前にもお話、町長が副町長に対しての期待感といいますか、ということに対して、何か課題があったらそれを解決するために副町長にやってもらうというふうなことをお話しされたような気がします。果たしてそうなのかな。副町長の場合は、別に課題があろうが、なかろうが、役場内において町長を助ける役割をする中で全体的なものとしてやる職務であって、課題があれば置かなければならない、課題がなければ置く必要はないというふうな考え方はちょっと違うのではないかなと思いますので、そのことについては再考すべきではないかなと私はと思いますが、これは堂々巡りになると思いますので、それ以上のことは言いませんけれども。

そこで、町長は次期、機構改革といっても次のことになるでしょうから、次期6選目に対して6つの公約をされました。先ほど私が言いました、どれも別に新たな政策ではないなというふうには思いますけれども、ただ政策を、やはりトップの人間は政策を決定する。これは非常に重要なことです。このことをいかにして役場の

職員、部下の職員たちに説明をして、そして各組織の中で職員がどのような事業を具体化していくかというふうな組織の流れになっていかなければならないというふうに思うわけですが、これまでの行政事務を見たとき、町長がふだん挨拶等で行われているような政策的な部分が職員に果たしてどれだけ浸透していたのだろうか、ちょっと疑問を感じるところがあります。やはりその辺のところが一番重要ではないのかな。町長は政策を決定し、そして外に出ていろいろな交渉もしてくるでしょう。しかし、毎日の業務をつかさどるのは職員であると。職員がその町長の意向を理解して、町民のために事業を推進すると、やはりそれが一番重要なことだと思うわけですが、組織の中でそれをどのように進めていくか、これが一番重要だと思うわけですが、町長はその辺のところを次、これからのことについてどのようにお考えなのか。具体的にやはり、20年も町長やってこられたのでしょうから、職員等の中身は十分知っているとは思いますが、その辺のところ、職員に任すべきところは任せる、また職員の意見を聞くところは聞く、そして命令するところは命令する。いろんなコミュニケーションが必要になってくると思います。そうしないと具体化していきません。ましてや今は業務が非常にどっちかという先送りの感が多いというふうな気がしておりますので、事業が停滞しているのではないかとこの部分も見られます。だから、そういう点においてもっとスピーディな行政事務を進めていくためのこれからの町長としての進め方について、再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 現在も週1回、総括課長会議、そしてまた月1回は担当課長も含めた経営会議等もやっております。そういった面では、意思疎通は私は十分できているというふうに思っております。

今後につきましては、より効率よくそういった行政運営ができるような体系、そういったものをきちっと図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村議員にお尋ねしますが、休憩していいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○議長（松浦満雄君） それでは、感染予防のための換気等をしながら11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 次に、町民総参加のスポーツ振興による健康体力づくりの推進についてお伺いします。

町では、10月開催の町民体育祭をメインにして年間を通して各種競技大会を開催し、町民のスポーツ振興による健康体力づくりを推進してきたものと思われま。しかし、ここ数年町民体育祭は中止となり、今年も参加を呼びかけたら2チームだけだったとお聞きしました。町民体育祭に限らず各種競技大会についても、町民総参加にはほど遠い、少ない参加者だけの状況とも聞いています。町民総参加という趣旨を鑑みて抜本的な大幅な見直しが必要だと思ひますが、どのようにお考えか、お伺いします。

私は、以前にも一般質問の中で、現在の総合体育大会を白紙に戻し、ゼロからの新たなスポーツイベントの必要性を提案した経緯がありますが、まさに今がその時ではないでしょうか。昭和54年10月10日に第1回を開催してから、四十数年経過します。当時の目的は、もう十分に達成されたものではないでしょうか。社会状況の変化が著しい現在、現状に合った新たな考え方で開催を検討すべきと思ひますが、いかがでしょうか。体育協会やスポーツ推進委員など関係機関の方々との協議を密にし、併せて他市町村等の先進事例を研究した上で提案すべきではないでしょうか。

また、現在の地区割りで参加が可能かどうか大きな課題の一つだと思ひます。以前は学校統合前での地区割り、軽米小学校以外は小学校区単位でのチーム編成でした。ほとんどの地区に体育振興会が組織され、学校を拠点とした取組がなされていたように思われま。現在は、小学校の統合も進み、地区の体育振興会も機能しなくなっているのではないのでしょうか。総合体育大会は、スポーツ振興とともに地域づくりに大きな貢献をしてきたものと思ひています。学校がなくなった現在、地区のスポーツ振興等の組織づくりをどうすればいいかも大きな課題だと思ひますが、この点についてもどのようにお考えか、お伺いします。

また、毎年5月の最終水曜日に行われるスポーツ交流イベントのチャレンジデーですが、このチャレンジデーは私は町民の健康体力づくり推進には非常に大きな意義があるものと思ひています。チャレンジデーの趣旨である1日に15分以上のスポーツ活動を行うこと、この趣旨をふだんの私たちの生活の中に定着させ、年間を通した町民総参加のスポーツへの取組を行い、総合体育大会とのタイアップも検討してもいいのではないかとと思ひますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、かつては県派遣のスポーツ担当の社会教育主事の方がスポーツ振興を盛んにしていただいた経緯がありました。スポーツ振興において非常に難

題を多く抱えている現在、この難題を打破するために町独自のスポーツ専門員を配置すべきときだと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

以上、今後のスポーツ振興と町民の健康体力づくりについてお伺いしました。

1つのスポーツイベントがふだんの生活の中に取り込まれ、スポーツの生活化が定着することに大きな意義があるものと期待したいものです。答弁方、よろしくお願い致します。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 中村議員の町民総参加のスポーツ振興による健康体力づくりの推進についてに関するご質問にお答えいたします。

初めに、軽米町総合体育大会の今後の開催についての質問にお答えします。軽米町総合体育大会については、町民総参加のスポーツイベントとして昭和54年に第1回大会を開催して以来、本年で45回目を迎えております。現在は、町民体育祭をはじめ全6種目の競技大会を開催しております。

ご質問にありました町民体育祭については、平成30年に台風の影響により中止して以来、天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせてきた経緯がございます。

今年度の町民体育祭につきましては、各チームに開催について案内をしたところ、参加を希望するチームが少なかったことから開催を中止としたところがございます。

この結果を受けて、本年10月の軽米町総合体育大会代表者会議において各チームの状況を確認したところ、地域において参加に必要な選手を集めることが難しく、新型コロナウイルス感染症の影響がなくても参加が難しい状況であると感じているチームも多く見受けられました。

こういった中で現行の開催方法のままでは参加チームを確保することが難しい状況で、中村議員のご指摘のとおり、当局といたしましても大幅な開催方法の見直しが必要と考えているところでございます。

来年10月に開催する町民体育祭第45回大会については、今年度中に町民体育祭検討会議を重ねながら開催方法や内容について検討するとともに、他市町村の取組等も研究しながら、本町に合った町民体育祭並びに総合体育大会の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、総合体育大会の各競技大会についてのご質問ですが、開催に当たっては各競技の協会にご協力をいただきながら運営を進めているところであります。しかし、競技によっては年々参加チーム数が減少している状況で、特に選手の人数が必要な団体競技においては参加チームが減少している傾向となっております。

本年11月開催のバレーボール競技においても、9人制のバレーボールを開催す

ることで進めておりましたが、参加チーム数を確保することができませんでした。そこで、バレーボール協会と各チーム監督とで協議し、4人から参加でき、初心者でも楽しめるソフトバレーボールの体験交流会を試験的に実施したところでございます。参加者からは、この開催方法の変更について前向きなご意見をいただいているところであります。

そのほかの競技種目につきましても、中村議員ご提案のとおり、社会変化に合わせた開催方法などの見直しが必要と考えておりますので、各競技協会のみならず町のスポーツ振興を担っていただいております体育協会にもご協力をいただきながら、幅広く意見を伺い、多くの町民の皆様に参加していただきスポーツを楽しんでいただける大会となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、チャレンジデーについてのご質問にお答えをいたします。チャレンジデーの目的は、スポーツレクリエーション活動への関心と参加意欲を喚起し、健康体力づくり習慣のきっかけづくりの一助となることとでございます。例年5月の最終水曜日に全国一斉のスポーツイベントとして開催され、人口が同程度の市町村で開催当日に15分以上運動した方の参加率を競い合います。

本町は平成18年より参加しており、今年度は行政区対抗ラジオ体操チャレンジ大会を中心に、スポーツ大会の開催や各学校、事業所での取組をお願いし、町人口の54.3%の方に参加していただいたことは、運動へのきっかけづくりに寄与しているものと考えております。

一方、町民の運動の習慣化を図り町民の健康増進、体力づくりのためには、年1回の競技大会で終えるのではなく、年間を通した継続的なスポーツイベントの展開が課題と考えておりますので、中村議員より提案のありました総合体育大会とのタイアップなどを含めまして検討してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興のための専門員の配置についてのご質問にお答えします。現在、町のスポーツ振興に係る事務については、ご存じのとおり一般職の職員が担っておりますが、社会体育の担当に求められることは、各競技の関係団体及び学校との連携を円滑に行うコーディネート能力、関連団体の組織づくりのマネジメント能力が求められると考えております。このような専門性を兼ね備えた職員の配置は、大変厳しい状況と捉えております。

しかしながら、スポーツ振興を図っていくためには、スポーツ推進委員やスポーツ団体、体育協会などからの広い意見聴取と協議を行いながら、スポーツ専門員の配置も検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 答弁ありがとうございました。いずれ大幅な見直しの必要性は感じているということをお話しされていきました。ただ、言葉では見直ししなさいと言っていますが、なかなかこれも実施に向けるということは大変なことだなど。私もこれまでの中で経験がございますけれども、時間が非常に必要ではないのかなど。今年度中というふうなお話もされましたけれども、私にすれば無理ではないのかなど。非常に失礼な言い方ですけれども、それよりはもっと1年ぐらい時間を置くぐらいのものを持って検討したほうがいいのではないかなどというふうに私は思います。

なぜならば、今から多分職員等も来年度の予算要求等も含めて大変忙しい時期を迎える。その中でこれだけに費やすというのも非常に難しい部分だなど。ましてや、このことについては職員だけの考えではなく、町民の方々からの意見をどんどん取り入れなければならない。また、町全体を調査しなければならないということが一番大きな問題ではないかなど。

そういう点では、私が見直しは必要だとは言うけれども、そんなに急がないでじっくりとやってほしいなど、そしてきちんとしたものを、町民が参加できるような体制をつくりながら進めてほしいなどというふうに思います。

そういうことをまずお願いして、それで今回の中で、ただ、答弁、私がちょっとそれまで触れていなかったこともあるのですけれども、やはり総合体育大会やったときに各地区割りとしてチームを編成してもらっていたと。ほとんどが小学校区単位でした。または旧小学校区単位もございました。そこで、軽米小学校区に関しては当時、それまで軽米小学校が学区民運動会を10月10日にやっていたと。それを含めて全町でやりましょうということを体育協会が持ちかけて、軽米小学校区の方々に何回も交渉し、理解をいただきながら、非常に難航した経緯がございますけれども、難航しましたけれども、何とか納得していただいてそれを一緒にやりました。ですから、軽米小学校区だけは行政区単位的な状況になっていると。これは致し方がないなと思いますけれども。ただ、そのチーム割りもそれぞれ人口減少、それこそ空き家等がいっぱいあるという状況の中で、何年か前に軽米小学校区も少し束ねてといいますか、軽米東とか、軽米中央とか、そういうふうなちょっと合同のチーム編成というふうなこともやった経緯はございますけれども、いずれチーム編成というふうなことを地域づくりと一緒に考えている必要があるのではないかなどと思います。ですから、スポーツ振興だけではなく、地域づくりとしてどういう自治会単位でこれから地域づくりを進めていこうかというふうなこと、それが一つのスポーツを手段とするもの、またいろんな施策等を展開していくために必要なものがあるかと思っておりますけれども、ここではスポーツを進める上の中でもそれも一つの自治会単位と。ですから、これを一緒に考えてほしいと思っておりますけれども、生涯学習担当している教育委員会でございますので、地域づくりというのは大きなテーマだと

思います。ですから、それをどのような形で地域づくりを進めようかといった場合に、一つの単位というものが必要だと思います。以前は小学校区単位でしたので、ほとんどが多分学校の先生方に、教頭先生あたりが事務局をやってそのチームをまとめてくれていたのではないかなと思います。しかし、その学校がなくなったことによって地域の人たちがやらなければならない。この地域がやる部分の事務局的なものがちょっと機能しなくなったというのが現状ではないのかなと。ですから、組織そのものももうちょっと機能しなくなっているということが今の大きな原因ではないのかなと。その辺のところをやはり一番課題として見なければなりません。ですから、この総合体育大会というふうな考え方をやってやる場合は地域割りというふうなものを大きく考えてほしいなと思いますけれども、この辺のところを生涯学習を推進していく上でもどのように考えていこうとするのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、先ほど言いました体育の振興について、やはりそのコーディネート力、マネジメント力などを兼ね備えた専門性を持った職員が必要だということは感じてはいるけれども、なかなか難しいような言い方をされている。これは決断の一つではないのかな。これは町長の決断一つではないのかな。機構改革の中でもそういうふうなやはり福祉関係とか、医療職とかというふうな専門性を兼ね備えている方々、社会福祉士とか、保健師とか、看護師とか、栄養士とか、そういう方々も採用しているわけですが、やはりスポーツ振興においてもそういうふうな人が必要であればそういう専門性を持った人たちも採用して、別にその人が一生それだけやるということではなくてもいいと思いますけれども、そういう方にもやっぱり協力していただくということもあっていいのではないのかな。だから、職員採用の中にそういうふうな方々も含めた職員採用も考えてほしいなと思います。何か軽米高校を卒業した生徒さんの中には体育大学に行っている生徒さんとか、あと専門学校でトレーナーとか、アスレチックトレーナー等を目指す人たちもいて、そこを卒業しても他県のほうで働いているというふうなことも聞いています。かるまい文化交流センターにトレーニング室みたいところも造るとは言っているけれども、トレーニング室に職員は配置しないというふうなことを言っていましたけれども、ただ、そういうふうな専門性を持った人たちがいることによって、そういうふうな町民に対する還元というのは非常に大きなものがあるのではないかなと思うわけです。

そこで、教育委員会の定数の中で指導主事と社会教育主事を置くという必置規定がございます。必置規定ですから、社会教育主事を置かなければならないことになっていると思いますけれども、現在社会教育主事はゼロであると。このことはやはり考えるべきではないのかなと。社会教育主事というのは、それこそスポーツも含めて仕事のできる人たちですから、そこのところを考えて職員配置ということ考

えるべきではないのかな。

あわせて、私もここ何年間かずっと社会教育主事の育成というふうなことについては強くお願いしてきました。予算は取るのだけれども、派遣ができていないということがずっと長年続いてきていて、新たな社会教育主事の養成がされていないということもちょっと問題があるのかなと。ふだんの業務は忙しいかもしれないけれども、やはり職員を育成するということにも力を入れてほしいなど。やはりこれは将来に向けての部分、1人だけではなく2人、3人と複数の人たちを養成することによって人事配置、異動等があれば、それはそれで何人でも交代できるというふうなことがあるかと思います。その辺のところは軽米町の場合ちょっと不足しているなと思いますので、この社会教育主事の必置規定を採用して、ぜひここにスポーツも含めた指導をお願いする職員を配置してほしいと思いますが、この点についても再度お伺いしたい。

この2点についてお願いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 再度、中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げた部分、重複する部分がありますが、町民体育祭の開催については他市町村の取組等も情報を得ながら研究しているところでございますし、併せて各競技に関しましても開催の状況を近隣市町村及び様々な市町村の情報を収集して研究を進めているところであります。

町民体育祭について、学校区単位での参加ということから始まっているわけですが、先ほど議員からもお話がありましたように、平成19年に軽米町の参加チームの区割りが変わりました。軽米中央、軽米東という形になって、それから数年がたちます。5年間開催できなかったわけですが、その前年度、前々年度の様子につきましては、平成28年度、29年度の参加チーム数については6チーム、8チームという状況でした。5年経過して、様々な状況の変化により参加数が1、あと検討中というのが若干あったという、そういう中での中止になっています。

ご指摘のとおり、学校区単位での活動が滞っている状況になります。学校が統廃合しまして、そういう状況になっております。そういうことも今度変更していくことの考える要素の一つであります。それから、町民の関心のある競技等も変化していることも事実でございます。また、高齢化が進んでいるという要素も考慮して検討していかなければならない要素になっていると思います。様々な要素を総合して変更等を考えていきたいと思っております。もちろん競技団体、それから体育協会、スポーツ推進委員等、関係機関にご意見を頂戴しながら進めていくことになります。

中村議員のおっしゃるとおり大変厳しい日程ではありますが、皆さんの満足のい

くような、町民が多く喜んで参加していただけるような変更等を考えてまいりたいと思っておりました。

総合体育大会は地域づくりに結びついてきたことは、ご指摘のとおりだと思います。そういうところも重要な要素になっていると思いますので、十分に考慮してやっていきたいと思えます。

そのほかに、町民個々の健康づくり、地域のまとまりをつくるイベントとしてどのような形がよいのかという、そういうことも含めてご意見をまとめていきたいというふうに思っておりました。

最後に、スポーツ推進、社会教育主事の件につきまして、今そういうことを担当している者についても様々な研修を進めて知識を深めて担当しているわけではございますが、データがちょっと古いのですが、令和3年の職員の状況から社会教育主事の有資格者は1名でございます。そういう中で運営されているものでございます。

スポーツ推進委員の配置ということで、そういう専門員がいれば役割は非常に重要になってくるとは十分承知しております。しかしながら、今現在そういう配置はないわけでございますので、今担当している者に研修を積んでいただいて、できる限りの対応をしていきたいというふうに、現在のところは思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 最後になりますけれども、町長からお伺いしたいです。

いずれこの総合体育大会、教育委員会が所管をしてはおるわけですがけれども、先ほど言った地域単位でのスポーツ大会と、別にスポーツ大会に限らず、地域づくりをやはり小学校区というふうな単位でやっていた。今でもそういうふうな活動をしているかと思うのですがけれども、旧小学校区単位でこれからも地域づくりを進めていこうとするのか。地域単位というふうな自治会組織をどのように今後お考えなのか、ひとつ町長からお伺いしたい。

それから、これはスポーツに限らず、今は何か山内でも交流センターとか、円子でも交流センターと、新たな施設等もできております。やはりスポーツ等において、この施設を活用したスポーツ活動というのもできる。だから、その施設の中でどういうふうなものができるのかというふうな部分もやはりこれから考えていかなければならないと思えますけれども、そういう地域単位での活動というふうなものをどのように今後考えていけばいいのか、その辺のところを町長としてのお考えをお伺いしたい。

また、スポーツ振興は、町民の場合はただ単にスポーツをやればよいというものではないと思うのですよね。やはり一番の究極的な目的は、最終的には医療費の削

減になるのではないかと、私は思います。やはり町民がスポーツをやることによって健康体力づくりを推進すると、そして健康な体をつくっていく。それによって医療費、病院に行くこともなく医療費削減になるのだということが究極的な目的ではないかなと。やはり行政でやるスポーツ振興の場合は、ただ単なる競技力を向上するというふうなことだけではないと。やはり町民の人たちが1日、少しでもいいから体を動かす機会を与える。それをどのような手段で与えていくかというのが、この行政の役割であるというふうに思うわけです。だから、その辺のところの専門性というふうなものも必要かと思うのですけれども、先ほど機構改革の必要性も町長はお話しされていまして、この教育委員会の中にそういう体育を含めた専門性を持った職員を配置する考えはあるのか、社会教育主事を含めて、今現在ないと。学芸員については置くことができるという規定になっていたようではありますけれども、現在学芸員もいない。学芸員資格を持った人と社会教育主事を持った人が、多分庁舎内には1人だけダブっているのではないかなと思いますけれども。非常に少ない。やはりもっと多くの人たちに資格を得てもらって、いろんな人たちからの意見を取り入れながら進めるという行政機構が必要ではないかなというふうに思うわけです。その辺の機構改革の中でも、福祉とか医療だけではなく、教育の分野の中でも専門性を持った職員を配置するというふうなお考えをぜひ持ってほしいと思うわけですけれども、町長はその辺のところをどのようにお考えなのか。

以上、再質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変貴重なご意見ありがとうございました。私も、スポーツに限らず地域づくりを含めて、やはりこういった地域の取組というものは大変重要だというふうに思っております。これまでも行政区、町内会などの活動支援として行政区活動交付金、地域活動支援事業費補助金等を創設しながら、しっかりと地域の活動支援はしてまいりました。これをさらにまた拡充しながら、今おっしゃったような地域づくり、そしてまたそれが各小学校区単位あるいは今、小学校3つですけれども、そういった単位の中での様々な取組はできないかどうかということも検討しながら、そういったことも含めてしっかりと活動を支援することによって地域活動支援を、地域づくりというか、そういったものをしっかりと担保するような、そういった検討はこれからしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（中村正志君） 議長、もう一つの機構改革について。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前11時42分 休憩



-----  
午前 11 時 43 分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それに関しましては今、教育長が答弁いたしましたそれ以上のものは私は現在持っておりませんので、今後は教育長といろいろ相談しながら検討はしてまいりたいと考えております。

以上であります。

-----  
◇ 2 番 西 館 徳 松 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

西館徳松君。

〔 2 番 西館徳松君登壇〕

○ 2 番（西館徳松君） 2 番、西館徳松です。議長の許可をいただきましたので、私からは通告していた相続土地国庫帰属制度が来年 4 月から始まる。所有不明の発生防止が主な目的で、将来的にその土地の所有権を放棄することを前提とした不適切な利用や管理が起きない帰属法について、2 項目について質問させていただきます。

農業新聞紙上等で所有者不明土地の増加が大きな社会問題となる中、発生の予防と利用の円滑化の両面から法律の見直しをし、帰属法では所有者不明土地の発生の防止策として相続土地国庫帰属制度創設、相続した土地をうまく管理できず、売却したくても買い手がいないケースが増えていることから、一定要件を満たす土地を国が引き取る仕組み、今年 9 月末には制度の詳細を定めた政令が公布され、相続人は法務大臣に対し、法制度の前に相続した土地も認めるため、例えば数十年前に相続した土地など申請が可能、また障害発生のおそれがある土地、放置された状態になっている土地なども承認される可能性が高い。申請者は 10 年分の管理費相当額の負担金を国に納める必要があり、農地の場合、負担金の額は面積に関係なく原則 20 万円とされている。農用地内の農地、土地改良事業の施工区域内農地については、面積、区分ごとに決められた 1 平方メートル当たり単価を土地の面積に乘じ、定額を加えた額となる。

そこで 1 つ目は、本制度について農業者以外から町や農業委員会に相談が寄せられることが想定されます。私も農業委員として農地プラン策定に関わった経緯から、現場の取組に支障を及ぼすことが想定されますが、町としてどう対応しようとしているのか、町長の考えを伺います。

2 つ目に、制度発足まで約半年、この制度について中身が分からないと相談を受

けましたが、9月末には制度の詳細を定めた政令が公布されたようですが、農業者にどのように伝えるのか、町長の考えを伺います。

以上、2項目について答弁、よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 西館議員の相続土地国庫帰属制度が来年4月から始まる、所有不明の発生防止が主な目的で、将来的にその土地の所有権を放棄することを前提とした不適切な利用や管理が起きない帰属法について町長の考えを伺うについてお答えします。

令和3年4月に成立した相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律、いわゆる帰属法は、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を手放して国庫に帰属させることができる制度を創設するための法律であります。

法成立の背景には、都市部への人口の移動や人口減少、高齢化の進展等に伴い、地方部を中心に土地利用の需要そのものが低下していること、また相続等によって望まない土地を取得した方の負担が増加し土地を手放したいと考える方が増加していることなどの社会経済情勢の変化が所有者不明の土地を発生させる要因になり、土地の管理不全化を招いているとの指摘に起因していると言われております。

令和5年4月27日から施行される帰属法は、農地、山林原野、宅地等全ての土地が対象で、相続等により取得した土地のうち不要な土地だけを国に帰属させることが可能となりますが、建物や工作物等がある土地、担保権や賃借権がある土地、境界が不明な土地は該当しないなどの厳しい要件が設けられているほか、国への負担金や審査手数料の納入、法務大臣が審査し承認することとされております。

なお、運用実績がなく取扱いが不透明な部分も多々あることから、今後の法務省からの情報等に注視することが必要と考えております。

1点目の人・農地プランの策定への支障についてのご質問でございますが、今回施行される帰属法によって土地所有権の流動化が進むことにより、耕作条件の比較的優れた農地の集積、集約化については進みやすくなる一方で、当町のような中山間地域の農地の場合、耕作希望者がいない土地等は多くの農地が手放されることも懸念されます。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い人・農地プランが法定化され、地域計画として5年後、10年後に誰がどのように農用地を利用し、地域農業を進めていくかを地域の話合いによって作成するものとされており、令和6年度末まで市町村が策定することとなっておりますので、農業委員会をはじめ関係機関と連携し、担い手への円滑な農地の集積を図ってまいります。

2点目の帰属法の農業者への周知につきましては、地域計画の策定に係る地域の話合いなどでの情報提供を行い、これからの地域農業をどうしていくか、農地をどのように守っていくかにつきましては、農業委員会をはじめ農業者の皆さんと共に知恵を絞って検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 西館徳松君。

〔2番 西館徳松君登壇〕

○2番（西館徳松君） ただいま町長から2項目についての、帰属法についてのご答弁をいただき、ありがとうございます。

軽米町の農業者は軽米町全体の6割以上になります。町の担当課、農業委員、推進委員は、所在者不明土地を抑止の観点から当事者に対してスムーズな支援をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、12月8日午前10時からこの場で開きます。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時52分）